

消費者庁と消費者委員会の連携について

平成 25 年 10 月 23 日
消費者庁消費者政策課

1. 消費者庁の政策課題に関する調査審議

消費者庁の政策課題について、消費者委員会で調査審議いただき、委員会の持つ審議会機能を活用する。また、消費者委員会における議論を消費者庁としてサポートする。

●部会等における専門的な議論

- 食品表示部会における新たな食品表示基準策定への対応
- 新開発食品調査部会における特定保健用食品の認可手続きへの対応
- 公共料金専門調査会における公共料金値上げ認可申請への対応

●消費者基本計画に関する議論

- 現行計画（26 年度まで）の検証・評価・監視。これまでの取組の検証等と、現下の課題の取り込み。
- 次期計画（27 年度以降）の策定を見据えた、中期的な経済社会展望と消費者政策上の課題の発掘

2. 消費者委員会の建議、提言等を受けた消費者庁等の対応

消費者委員会において審議して作成した建議・提言等を、消費者庁の施策検討に活用する。また、消費者庁単独で対応困難なテーマについて、各省庁と連携した取組を行うために消費者委員会の建議・提言等を活用する。

●「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」

- 26 年 3 月を目途にフォローアップ予定
- 地域における見守り体制の検討等に活用

●「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」

- 26 年 2 月を目途にフォローアップ予定
- 注意喚起・見守り・二次被害防止等の取組で対応
- 集団的消費者被害回復法案、財産被害に係る行政手法研究等

→ 警察庁、金融庁、厚労省等と連携した取組

3. 消費者委員会と消費者庁、国民生活センターの3者連携

消費者庁と国センで共有する情報のうち、必要に応じ消費者委員会への情報提供を行う。また、消費者委員会の建議・提言等について、消費者庁・国センが共同して提言内容の実現に取り組むなど、3者の連携の強化を図る。